

## 富岡地域療養通所介護事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 富岡地域医療企業団が開設する富岡地域療養通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定療養通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が難病等を有する者または、がんの末期の者等医療ニーズの高い者であってサービス提供にあたり常時看護師による観察が必要な者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行う。

- 2 指定療養通所介護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 3 指定療養通所介護の提供にあたっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等と密接な連携に努める。

### (事業者の名称)

第3条 指定療養通所介護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 富岡地域療養通所介護事業所
- 2 所在地 富岡市七日市643番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。
- 2 看護職員・介護職員（常勤専従職員1名、非常勤専従職員4名、作業療法士1名）  
看護職員・介護職員は、指定療養通所介護の業務にあたる。
- 3 業務状況に応じて、職員数は適宜調整する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日:月曜日から金曜日(国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く。)
- 2 営業時間:午前8時30分から午後5時15分まで(サービス提供時間は午前9時から午後4時まで)

(指定療養通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日6人とする。

(サービス内容)

第7条 提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- 1 療養通所介護
- 2 食事の介助
- 3 通所介護の施設における入浴介助
- 4 送迎サービス
- 5 機能訓練指導
- 6 主治の医師からの指示による処置等

(利用料等)

第8条 指定療養通所介護を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 富岡地域医療企業団を組織する富岡市及び甘楽町(以下「組織市町」という。)以外での指定療養通所介護に要した交通費は、組織市町地域を超えた地点から利用者の自宅までの往復距離に応じて1kmにつき50円(消費税別)を徴収する。
- 3 利用者の希望に基づく日常生活費に関しては実費を徴収する。
- 4 指定療養通所介護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定療養通所の内容及び利用料について説明し同意を得るものとする。

(介護保険指定療養通所介護における通常の事業実施地域)

第9条 指定療養通所介護における通常の事業実施地域は、富岡市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定療養通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、利用者の体調の変化に応じた適切なサービスの提供が出来るように利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図りサービス提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に

図る。

2 食事介助サービス

(1) 経管栄養・中心静脈栄養法の利用者は必要な栄養剤ないしは薬液を持参していただくものとする。

(2) 特別食の場合も普段摂取しているものの持参を原則とする。

3 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

療養通所介護計画に基づき主治の医師及び当該利用者の担当訪問看護事業者との密接な連携を図りサービス提供の方法手順を決めていく。実施内容・目標の達成状況の記録を行う。

4 送迎サービスを利用する際の留意事項

指定療養通所介護の送迎は、基本的に自宅から施設、施設から自宅までの間とし、通所前後の利用者の状況を確認するとともに本事業所の福祉車両にて送迎を行うものとする。

ただし、事業所の福祉車両では搬送困難な場合は、状態確認のみを行い、送迎は別途業者に依頼していただくものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 療養通所介護施設職員は指定療養通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治の医師または緊急時対応医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

また、緊急対応については、あらかじめ利用者それぞれに応じたものを作成するものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1 消火、通報及び避難の訓練（年 2 回）
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等)

第 13 条 事業所は指定療養通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、療養通所介護従事者に対して感染症等に関する基礎知識を習得させることに努めるとともに、年 1 回以上健康診断を実施するなどして職員の健康保持に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
  - 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所は、虐待防止対応の手順について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 2 サービス提供中に、従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに在宅看護マネージャー、担当医へ報告し関係者で協議する。
  - 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第 16 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(事業継続に向けた取り組み)

- 第 17 条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定する。事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第 18 条 事業所は社会的使命を認識し、職員の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
  - (2) 継続的研修 年 1 回
- 2 職員は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。退職

した後も同様とする。

- 3 相談、苦情については、担当者を設けてこれに対応する。
- 4 職員は、勤務中常に身分を証明する証書を携帯し、利用者等から提示を求められた際は、これを提示するものとする。
- 5 事業所は、この事業を行うために必要な帳簿や関係書類を整備する。これらの帳簿や関係書類については、その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
- 6 富岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）に規定する安全サービス提供管理委員会の設置については、別に要綱で定める。
- 7 この規程は、富岡地域医療企業団病院事業の設置等に関する条例第3条及び第4条に関する規則（平成30年規則第1号）により必要な事項を定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年7月27日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年3月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。